

高知市上下水道局告示第38号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び第167条の11第2項並びに高知市上下水道事業契約規程（昭和47年水道局規程第2号）により準用する高知市契約規則（昭和40年規則第4号）第3条及び第23条の規定に基づき、高知県内に主たる営業所を有する建設業者（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に規定する建設業者をいう。）のうち、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に高知市上下水道局が発注する建設工事（同法第2条第1項に規定する建設工事をいう。）の一般競争入札又は指名競争入札に追加で参加（工事の種別の追加を含む。）する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）、入札参加資格の審査（以下「資格審査」という。）の申請の時期、方法等について次のとおり定める。

令和6年10月15日

高知市上下水道事業管理者 山本 三四年

入札参加資格、資格審査の申請の時期、方法等については、建設工事の一般競争（指名競争）入札参加者の資格等（令和6年高知市告示第167号）を準用する。